

応募要項に定める論文提出の一部免除に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、公共工事品質確保技術者資格制度要綱（以下「制度要綱」という。）第17条第1項の規定に基づき、制度要綱第16条の論文提出の一部免除に関する事項を定める。

(論文提出の一部免除)

第2条 受験者は、品確技術者（Ⅰ）の資格試験において、第5条第1項に規定する受験資格要件B要件エ）に該当する場合、論文1の提出免除を受けることができる。

付 則

この細則は平成21年7月6日から施行する。

平成24年4月23日 一部改正

平成27年4月13日 一部改正

(参考) 論文の種類と受験パターンについて

- (1) 論文1：公共工事の品質確保についての実務経験に関する論文
- (2) 論文2：公共工事の品質確保についての高度な知識に関する論文
- (3) 論文3：公共工事の発注関係事務についての実務経験に関する論文
- (4) 論文4：公共工事の品質確保についての基本的知識に関する論文

提出すべき課題論文

パターン	受験資格区分	課題論文	免除される論文
①	品確技術者（Ⅰ）	論文1・論文2	—
②	品確技術者（Ⅰ）免除あり	論文2	論文1
③	品確技術者（Ⅱ）	論文3・論文4	—

受験パターン

